

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分から午後2時30分  
場所 森林水産会館 33号室

## 2 出席委員

油本憲太郎、大西武彦、高松賢二郎、坂田博美、大浦清和、車正利、  
森本太郎、三國嘉彦、奥井聰、柴田敏秋、尾山一雄、河合雅司  
(欠席委員：網谷繁彦、濱田清人、上野佳弘)

## 3 議長

議長：大西武彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

高松賢二郎、河合雅司

## 6 県職員

矢野課長、小善漁政係長、北川主任、古川技師

## 7 事務局職員

渡辺事務局長

## 8 付議事項(議題)

(1)「富山県資源管理方針(するめいか、くろまぐろ)の変更について」(諮問)

(2)「知事管理漁獲可能量(するめいか、くろまぐろ)の設定について」(諮問)

県から、資料1により、令和3年4月1日から新たに開始される「するめいか」と「くろまぐろ」の資源管理について、県の資源管理方針にこれら2魚種を追加するとともに(議題1)、国から示されたTAC(知事管理漁獲可能量)に基づき、それぞれの魚種の県内でのTAC配分を定めること(議題2)について委員会に諮問するものである旨の説明があった。

三國委員から、するめいかの場合は、「現行水準を維持」とあるが、漁獲枠や数量は定めないのか、という質問があり、県から、富山県のするめいか漁獲量が全国漁獲量に占める割合は多くないので、現状の漁獲努力量すなわち定置免許統数を維持するというTACになっている、という説明があった。

この他に質問、意見等はなく、「富山県資源管理方針(するめいか、くろま

ぐろ)の変更について」及び「知事管理漁獲可能量(するめいか、くろまぐろ)の設定について」の2件の諮問については、ともに「異議なし」として案のとおり県へ答申することとされた。

(3)「漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(案)」について、資料2に基づき、県から説明があった。漁業法の改正に伴い、資源管理対象種がTACを超える恐れが生じたとき、漁業者(漁協)に対して県知事は必要な助言、指導又は勧告を行うこととなるが、その助言等を行うにあたり、県の運用指針を定めるよう、国から技術的助言があったため、今般これを明文化することとした旨の説明があった。

河合委員から、くろまぐろの定置漁業での早期是正措置における、大型魚と小型魚の扱いの相違について質問があり、県から、定置漁業で漁獲された大型魚は放流することが困難な場合が多いので、放流が比較的容易な小型魚と異なる扱いとなっている旨の説明があった。

この他に質問、意見等は無く、この運用指針(案)については、全会一致で承認された。

(4)「富山海区漁業調整委員会の会議等に関する手続き規程」及び「富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続き規程」の一部改正について、資料3に基づき、事務局から、昨年12月の漁業法及び漁業法施行令の改正により、各規定の内容に条ずれ、一部追加や削除の必要が生じた旨の説明があった。

委員から質問、意見等は無く、案のとおり規程を改正することとなった。

(5) その他

事務局から、第21期委員会の親睦会費の精算について説明があり、一同了解した。

また、第22期の委員会委員については、議会の承認が必要なため、次週開催の県議会の採決を待って、正式に決定する旨の説明があった。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和3年3月18日

議長

署名委員

署名委員